指定校変更許可基準

平成１９年１２月２６日　糸満市教育委員会教育長決裁
最終改定　　令和８年１１月６日　糸満市教育委員会教育長決裁

1　学校教育法施行令第８条に基づく指定校変更については、保護者の申し出により次の基準表のとおり処理する。

基準表

区分	許可要件	学年	許可期間	承認校	添付書類
市内間転居	学年途中に転居し、学校区が変わる場合かつ通学に支障が無い場合	全学年	卒業まで	転居前の学校	○申請書 ○住民票謄本(住民異動届の写しでも可)
転居予定	家屋の新改築及び借家等へ転居予定のため、転居予定地の学校へ前もって就学したい場合かつ通学に支障が無い場合	全学年	転居予定月の末日まで	転居予定先住所の指定校	○申請書 ○建築確認済書等 ○建物売買契約書・賃貸借契約書等
留守家庭	両親共働きによる日中留守家庭で、下校後の児童を保護者に代わり、祖父母や親戚等が身元引受人になる場合。または、児童が下校後学童（施設）を利用する場合	全学年（小学校のみ）	卒業まで	預かり先が所在する学校区の学校	○申請書 ○勤務証明書又は自営業証明書 ○児童預かり証明書及び保護者誓約書 ○身元引受人となる方の本人確認書類(運転免許証、保険証等) ※申請の際、身元引受人となる方も一緒に窓口にて申請をお願いします。（本人確認・意思確認のため）
兄弟姉妹関係	兄弟姉妹の在籍校及び卒業校を希望する場合	全学年	卒業まで	兄弟姉妹が在籍する学校または卒業した学校	○申請書
在園児の小学校入学	保育園・こども園に通っている園児が、小学校に入学する際、当該園がある校区の小学校を希望する場合（ただし、兼城小、糸満南小、糸満小を除く）	小学校入学時	卒業まで	園がある校区の小学校	○申請書 ○在園証明書等

指定校変更児童の中学校入学	指定校変更を受けている児童が中学校に入学する際、卒業する小学校区から入学できる中学校を希望する場合	中学校入学時	中学校卒業まで	卒業する学校区から入学できる指定中学校	○申請書
大規模校から小規模校への変更	大規模校(兼城小、糸満南小、糸満小)から小規模校(真壁小、喜屋武小、米須小)への変更を希望する場合	全学年(小学校のみ)	卒業まで	許可された学校	○申請書
その他	上記以外の理由で、特段の配慮をする必要があると教育長が認める場合	全学年	左記の理由が存する期間	許可された学校	○申請書 ○理由を証明する書類(医師の診断書、校長の意見書等)

２　指定校変更に伴う児童生徒の登下校における安全面については、保護者が責任を持つものとし、指定校変更に関しては就学する学校運営に支障が無い場合において承認されることとする。

附　則

この基準は、平成１９年１２月２６日から施行する。

附　則

この基準は、平成２５年１月１０日から施行する。

附　則

この基準は、平成２８年１０月２１日から施行する。

附　則

この基準は、平成２９年１１月２日から施行する。

附　則

この基準は、令和４年８月１日から施行する。

附　則

この基準は、令和６年１２月２３日から施行する。

附　則

この基準は、令和７年１２月１５日から施行する。

附　則

この基準は、令和８年１１月６日から施行する。